

第66回（平成30年6月15日）

○的井総務課長 それでは定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は手塚委員、加藤委員が御欠席です。

また、麻田専門委員が御出席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いします。

○堀部委員長 ただいまから、第66回個人情報保護委員会を開催いたします。

議題1、アイスランド共和国、リヒテンシュタイン公国及びノルウェー王国のデータ保護機関との対話・調査結果について、麻田専門委員から説明をお願いします。

○麻田専門委員 今、御紹介にあずかりました麻田でございます。

日本とEUの間の個人データの移転については、皆さん御存じのように双方の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築に向けて、今、欧州委員会と可能な限り早期に双方の手続を完了させることを目指して対話を行っているところであります。

相互認証におけるいわゆるEUの範囲についてなのですが、先般、欧州委員会との間で欧州経済領域協定に基づいて、EUに入っておりませんアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーの3か国を含むこととしたことに伴いまして、本年3月に当該3か国のデータ保護機関、DPAと面談を行ってまいりました。

この面談では、我が国の個人情報保護制度ですとか、あるいは当委員会の国際的な取組について説明を十分にしてきました。それから、3か国における個人情報保護への取組について、情報収集を行ってまいりました。

アイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーの詳細な状況につきましては、A3の別紙資料のとおりですが、本日は資料1と右肩に書いてある資料に基づきまして簡単に紹介させていただきます。

訪問いたしました各DPAに関する共通点というものは、主に2つに絞られると思います。1点目は、各国ともセミナーの実施やパンフレットの発行、それからウェブサイトを通じて、GDPRを周知させる広報活動を積極的に行っていることが挙げられると思います。

それから、事業者が勧告や是正命令に従わない場合の最後の手段として課徴金を導入していることが2点目として挙げられると思います。

また、各国のDPAによっていろいろ特色が見られる点を次に挙げてみたいと思います。大きく4点あります。

1つ目は、GDPRの施行に伴って、職員数を増加させる予定のDPAがあるということです。この国はどこかという、例えばアイスランドとかリヒテンシュタインで説明がありました。

2つ目、欧州データ保護会議（EDPB）の参加権を求めて、現在EUに加盟していないのですが、EUと交渉しているDPAがあるということです。これはアイスランドとノルウェーで説明がありました。

3つ目に挙げられることなのですが、任意でもほとんどの場合に各事業者の協力が得られるため、事業者による自発的な義務の履行で事足りると考えているD P Aがあります。これはリヒテンシュタインです。

4つ目、市民のデータ保護に対する意識が高く、事業者が違法なデータの取扱いをすれば、我が国と同様に社会的信用の低下といった問題を引き起こすために、このリスクが違法なデータ処理を防ぐ抑止力となっていると分析しているD P Aがあります。これはノルウェーです。

各国の日本に対する感想といたしましては、いずれのD P Aも今の日本とE U間の相互認証の動きを評価しておりまして、データ移転が発展することを願っているという発言がありました。

また、この3か国との面談に加えまして、29条作業部会の後身となります欧州データ保護会議（E D P B）の委員長を務めておられるオーストリアD P Aのトップとも面談を行いまして、活動実績について互いに説明を行ってまいりました。

今後とも、同委員会では引き続き欧州各国のD P Aといろいろな機会を捉えまして、意見交換・情報共有を盛んに行っていきたいと考えております。

報告は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 御報告、ありがとうございます。大変御苦勞様でございました。アイスランド等3か国の調査につきまして、麻田委員の御尽力に感謝いたします。

これで、個人情報保護法第24条に基づいて行う国指定対象の31か国全てのデータ保護機関と対話ができたとということになります。指定のための作業もいよいよ最終段階に入っているため、詰めの作業をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 麻田委員、本当にお疲れ様でございました。ありがとうございます。

G D P Rに関しては、施行されて本当に間もないので、いろいろ報道も多く、各方面の関心も非常に高いという状況にありますので、正しい情報を的確に周知することがとても重要だと考えております。また施行後の各国の執行状況についても引き続き確認していく必要があると思っております。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

従来の第29条作業部会に代わって、5月25日に欧州データ保護会議（European Data Protection Board、E D P B）ができまして、その議長であるオーストリアのDr. Andrea

Jelinekと会っていただいたことも含めまして、大変お疲れ様でございました。アイスランド等3か国とも協力関係を構築できたことの意義は、大変大きいところであります。

相互認証後も、欧州委員会やデータ保護機関と協調が必要となりますので、引き続き協力関係の強化に努めていきたいと思っております。

麻田委員にはお忙しいところを3か国、それからオーストリアを御訪問いただき、どうもありがとうございました。

次に議題2に移ります。『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）』に関する意見募集結果について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 先日、御審議いただきましたEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに対するガイドラインについて、4月25日から5月25日までの間に意見募集手続を実施いたしましたので、その結果について説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。今回の意見募集に対しては、36の個人又は団体から延べ186件の御意見が寄せられ、これらの御意見等に対する当委員会の考え方について、別紙1及び別紙2のとおり、取りまとめております。

また、ページ中央の※印に記載のありますとおり、日本国内での位置付けを変更するものではございませんが、欧州委員会司法総局からの示唆により、EU域内の関係者に容易に理解できるように、本案の表題を「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」と修正しております。なお、この補完的ルールは、GDPR第45条に基づき行われます、欧州委員会による十分性認定の効力を生ずる日から施行することを予定しております。

続きまして、別紙1をご覧ください。先ほど申し上げました、寄せられた186件の御意見の内訳を示しております。

続いて、別紙2をご覧ください。寄せられた御意見とそれに対する考え方をまとめたものとなります。大部にわたりますので、主な御意見と考え方について説明をさせていただきます。

まず、冒頭1ページから4ページにかけてですが、産業界の方を中心に本案に賛同の御意見を多数頂いております。

次に、6ページの11番以降をご覧ください。こちらの御意見のように、十分性認定ではない方法で日本国内に移転を受けた場合の本案の適用の有無について御意見を多数頂いております。これに対する考え方として、本案はEU域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて適用されるものであり、それ以外に適用されるものではないことを記載しております。

続いて、21ページの36番をご覧ください。こちらの御意見のように、本案を遵守した場合、GDPR対応は不要かという趣旨の御意見を複数頂いております。これに対する考え方として、事業者がGDPRの適用を受ける場合にはGDPRの規律を遵守する必要があ

ると記載しております。

続きまして、26ページの45番をご覧ください。こちらの御意見のように、本案が法的拘束力を有する規律であることの根拠について問う御意見を複数頂いております。これに対する考え方として、個人情報保護法第6条は、個人情報に関する一層の保護を図り、国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう、必要な法制上の措置、その他の措置を講ずる権限を規定しており、法第6条等に基づいて本案が策定されたものであること。また、この措置は6月12日付けで閣議決定されて改正されました、個人情報の保護に関する基本方針にも沿う取組であり、これを明確化する観点から、本案の前文に「個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、」という記載を追記すること。さらに、個人データ移転がGDPR第45条によらない場合には、GDPR上の標準データ保護条項や拘束的企業準則等の手法が用いられることも可能であると考えられることを、考え方として記載しております。

続いて、43ページの72番をご覧ください。こちらの御意見のように「性生活」、「性的指向」、「労働組合」の定義について複数御意見を頂いております。これに対する考え方としては、前提として「性生活」、「性的指向」、「労働組合」に関する情報はGDPR上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU域内から充分性認定に基づき日本国内に移転してくることはないと考えられると記載し、その上でEU側の取扱いも踏まえ、それぞれの用語の考え方について具体的に記載しております。

最後に、71ページの146番をご覧ください。こちらでは、提供元又は提供先がAPEC・CBPRの認証を受けている場合等には、認証を受ける手続の中で本案の要件も担保されているものと考えているという御意見を頂いております。また、政府がAPEC・CBPRを含む多国間の枠組みを推進していくことを支援するとともに、これまで示されてきた個人情報保護法に関する現行のガイドラインに示されたルールを堅持していくよう要望する御意見を頂いており、これに対する考え方として、APEC・CBPRについては、従来と同様に国際的な枠組みとしてその普及に向けて取り組んでまいりたい旨、記載しております。

また、全体としてでございますが、当委員会でこれまでも行ってまいりましたGDPRに関する情報発信、周知広報や、当文書に関する周知広報に関連した御意見を多く寄せられておりますので、これらについて周知広報等に努めていく旨、記載しております。

続きまして、資料2-2をご覧ください。4月23日の委員会において御承認いただきました本案でございますが、表題の変更に伴う修正と、5月21日の委員会において御承認いただき、6月12日付けで閣議決定されました改正基本方針について触れる修正をしております。

改正基本方針について触れる修正につきましては、1ページの第2段落の3行目にいたしております。そのほか修辭上の修正をしておりますが、いずれも実質的な内容を変更す

るものではございません。

私からの説明は以上となります。本日御審議いただいた上で所定の手続を進めさせていただきたく存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 説明ありがとうございます。多くの意見が寄せられ、しかもかなり長く御意見を書かれる方々に対して、きちんと対応されて、大変ありがとうございました。

パブリックコメントを通じて、ルールの位置付けとフレームワーク、内容が明確に整理されたことはよかったですと思います。

経済界からの評価が高く、全般のところは正しく理解してくださったようでよかったですと思いますが、やはりGDPR自体はまだ全体的に理解されていないところも多く、不安もあることから、今後、引き続き丁寧に説明をしてまいりたいと感じました。

ありがとうございます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

日本とEU間での相互認証に係る対話も最終局面を迎えてきております。欧州委員会との最終合意に向けて、引き続き必要な手続を進めていきたいと思っております。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、所要の手続を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

議題3、個人情報の保護に関する法律第24条に基づくEUの指定に関する確認作業について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 個人情報の保護に関する法律第24条に基づくEUの指定に関する確認作業について報告いたします。

日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に関して、個人情報保護委員会が個人情報保護法第24条に基づいてEUの指定を行うに当たって、現在、事務局において個人情報保護委員会規則第11条第1項各号に規定する、外国指定に係る判断基準に基づく確認の状況及び指定の対象の範囲について記述した報告書を作成しているところでございます。

欧州委員会は、日本への十分性認定文書案について、欧州委員会閣議に付す予定でございますことから、現在事務局で作成している報告書につきましても、これに合わせて6月下旬から7月上旬ごろに委員会において報告させていただく予定でございます。ただし、最終的なEUの指定につきましては、相互性の観点から欧州委員会の十分性認定に併せて行う必要がございますので、その旨を報告書に明記することとしたいと考えております。

私からは以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御意見がありましたらお願いします。

特にございませんので、報告があったということで御了解いただきたいと思います。報告、どうもありがとうございました。

議題4、日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務）の全項目評価書について、福西企画官から説明をお願いします。

○福西企画官 日本私立学校振興・共済事業団に係る全項目評価書の再実施の概要説明及び承認の審査の手続について、説明させていただきます。

日本私立学校振興・共済事業団の評価書につきましては、今回、重要な変更にあたることから評価の再実施を行うものでございますが、情報提供ネットワークシステムによる情報連携のうち、法令上の根拠について、番号法別表第2の項番を追加します。それに伴って、情報提供先を追加する変更のみであり、大きな変更を伴わないことから、事務局から変更箇所の概要の説明をします。

また、今、申し上げたように大きな変更を伴わないことから、並行して事務局で評価書について精査を進めてきましたので、事務局からの概要説明に引き続き、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性につきまして、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの審査をいただければと考えております。

○堀部委員長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするとき、また、重要な変更を加えようとするときには、原則として特定個人情報保護評価が義務付けられます。

日本私立学校振興・共済事業団が実施する、「日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務」につきましては、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

当該報告書について、重要な変更を加えることとなり、平成30年6月14日付け第1026号にて当委員会に対し、全項目評価書が提出されましたので、変更箇所について説明します。

資料3-1の7ページをご覧ください。番号法主務省令の改正により、日本私立学校振興・共済事業団から地方公共団体等の求めに応じて情報提供を行う事務が追加されたため、「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の「②法令上の根拠」において、情報提供に関して項番を8つ追加しております。この部分が重要な変更にあたるため、また、これに伴い、「5. 特定個人情報の提供・移転」において提供先を8つ追加しております。

そのほか、評価書全体的に時点修正、誤字脱字の修正を行っております。

評価書の概要説明は以上となります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問と御意見を申し上げます。

特に御発言がありませんので、審査に移ることといたします。引き続き、事務局から、説明をお願いします。

○事務局 引き続き、評価書の指針への適合性・妥当性について、精査結果の主な内容を説明させていただきます。その上で評価書を審査いただき、承認するかどうかお伺いします。

資料3-2に基づいて説明をさせていただきます。表紙をおめくりいただくと目次がございますが、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているかどうか、また、「短期給付ファイル」及び「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているかを審査し、いずれも「問題は認められない」または「該当なし」としています。

続きまして16ページ、総評及び特定個人情報保護委員会による審査記載事項をご覧ください。こちらにつきまして、今般の変更は、番号法別表第2の項番の追加のみで大きな変更を伴わないことから、前回承認時の審査表と同様の記載内容としております。総評については、事務の内容、事務の流れ及びリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしておりまた、審査記載事項については、リスク対策について評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、不断の見直し・検討を行うことが重要であること等を記載させていただいております。

精査結果の主な内容の説明は以上です。御審議の程よろしくお願い申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

特に御発言がありませんので、この評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、「日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 全項目評価書」を承認することとします。

事務局では、本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

○福西企画官 日本私立学校振興・共済事業団に対しまして、承認された旨及び承認後の評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

本日の議題は以上です。本日の会議議事の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いいたします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、6月29日金曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおり取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。